

入札のお知らせ

一般競争入札について次のとおりお知らせします。

平成31年1月30日

一般財団法人茨城県環境保全事業団
理事長 赤 林 泰 寛

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

2019年度鉄スクラップ等の売却

(2) 売却物件及び数量

- ① 鉄スクラップ（廃棄物より手選別、重機選別及び高速回転式破砕機で分別した鉄類） 130トン
- ② アルミ屑（高速回転式破砕機で分別したアルミ類） 8トン
- ③ 被覆電線（電気器具類に付着していた電気コード等） 2トン

※これらは廃棄物より分別される金属類であり品質が一定でないので、必要に応じて現物を確認すること。確認にあたっては、予め日程等を問い合わせること。

※数量は想定である。過去の売却量は以下のとおり。

【2016年度から2018年度の実績売却量(2016年4月～2018年12月)】

	① 鉄スクラップ	② アルミ屑	③ 被覆電線
2016年度	138トン	7.6トン	2.4トン
2017年度	146トン	12.9トン	1.6トン
2018年度(4～12月)	115トン	6.5トン	3.5トン

(3) 引渡場所

茨城県笠間市福田165番1 エコフロンティアかさま熔融処理棟

2 競争入札参加資格

本件委託業務の入札に参加できる者は、次の全ての事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36条)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (5) 茨城県内に本店又は支店があること。
- (6) 古物商の許可を有する者であること。
- (7) 鉄スクラップ, アルミ屑, 被覆銅線のいずれの種類も購入できる者であること。
- (8) 引取に必要な容器, 運搬車等を確保できる者であること。

3 入札参加資格等の確認

- (1) 入札参加を希望する者は、別添様式に添付書類（古物商に係る許可証の写し）を添えて、4（12）に示す場所に、平成31年2月20日（水）17時00分までに提出しなければならない。（郵送の場合は必着。）
なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (2) 入札参加資格等の確認結果は、一般競争入札参加資格等確認通知書により回答する。
- (3) 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

4 入札手続等

- (1) 入札書の様式
入札書の様式は別紙のとおりとする。
- (2) 入札書の提出方法
入札書を直接持参するものとする。代理人が持参する場合は、委任状及び名刺を併せて提出すること。
- (3) 入札執行の日時及び場所
 - ア 入札執行の日時
平成31年2月27日（水） 11時30分
 - イ 入札執行の場所
茨城県笠間市福田165番1 一般財団法人茨城県環境保全事業団 2階 小会議室
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (6) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。
- (7) 落札者の決定方法
入札書の（E）の欄に記載される金額が予定価格以上の者のうち、最も高い金額で有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約書作成の要否
要
- (9) 契約期間
2019年4月1日から2020年3月31日まで
- (10) 取り引き
取り引きにあたっては、実売却量と各売却物件の単価（基準単価±補正額）により、月毎に精算する。
- (11) その他
落札者は、鉄スクラップ等を入れるための次の容器を配置すること。
・売却物件のうち①を収納する24m³及び8m³コンテナを各1台、②を収納する8m³コンテナを1台、③を収納する空きドラム缶4本又はフレコンバック4袋
- (12) 問合せ先
〒309-1603
茨城県笠間市福田165番1
一般財団法人茨城県環境保全事業団 エコフロンティアかさま施設課
電話 0296-70-2512 / Fax 0296-70-2515
電子メール shisetsu@ef-kasama.or.jp

入札書様式等については別途交付しますので、希望される場合は
4（12）の問合せ先まで御連絡ください。
※電子ファイルの交付を希望する場合は、メールにて御依頼ください。